

社会福祉法人 浜川会 定款

第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人は（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的とし、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (イ) 障害児通所支援事業の経営
- (ロ) 障害児相談支援事業の経営
- (ハ) 保育所 あづま保育園の設置経営
- (ニ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ホ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人 浜川会 という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2.この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして子育て世帯を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を群馬県高崎市浜川町2046番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会に於いて行う。

2.評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3.選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会に於いて定める。

4.選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5.評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名が出席し、かつ、外部委員の2名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2.任期の満了前に選任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3.評議員は、第五条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任したのちも、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して報酬は支給しない。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第十条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十一条 評議員会は定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要があるときは開催するものとする。

(招集)

第十二条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除き、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 第一項及び第二項の規定にかかわらず評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは評議員会の決議があったものと見なす。

(議事録)

第十四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名は前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第十五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第十六条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2.業務執行理事は、理事会の決議により理事の中より選任する。

(理事の職務及び権限)

第十七条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2.理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会に於いて別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3.理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第十八条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求めこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第十九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2.理事又は監事は、第十五条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任したのちも、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二十条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二十一条 理事及び監事に対して報酬等はこれを支給しない。

(職員)

第二十二条 この法人に職員を置く。

2.この法人の設置経営する施設の長、その他重要な職員(以下「施設長等」という)は理事会において選任及び解任をする。

3.施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二十三条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第二十四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督。
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定と解職。

(招集)

第二十五条 理事会は、理事長が招集する。

2.理事長がかけたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二十六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2.前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二十七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2.出席した、理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2.基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 群馬県高崎市浜川町 2046 番地所在の鉄筋コンクリート造一部二階建
あづま保育園園舎 一棟 (763.7 m²)
- (2) 群馬県高崎市浜川町谷ツ 735 番地の 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根
瓦葺二階建児童発達支援センターつくし園園舎一棟 (517.15 m²)
- (3) 群馬県高崎市浜川町字餅井貝戸 1968 番 3
雑種地・1055 m²の土地
- (4) 群馬県高崎市浜川町字六反田 2048 番地
雑種地・1754 m²の土地

3. その他財産は、基本財産以外の財産とする。
4. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第二十九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、高崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には高崎市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三十条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三十一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三十二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を

報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3.第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三十三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三十四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三十五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第七章 解散

(解散)

第三十六条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三十七条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三十八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て高崎市長の認可（社会福祉法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く）を受けなければならない。

- 2.前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高崎市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三十九条 この法人の公告は、社会福祉法人浜川会運営のあづま保育園の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四十条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理事長 深沢文雄

理事 須田良作

全 中澤忠男

全 大山森八

全 星 徹心

全 深澤鉄之助

全 石山和子

全 相場泰吉

全 角田民二

監事 大野卓序

全 角田 保